

健移発0301第2号

平成30年3月1日

各臓器提供施設長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長



臓器の移植に関する法律の規定による脳死判定のための
検査の適正な実施等について

臓器移植の推進につきましては、平素から御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定による脳死判定（以下「法的脳死判定」という。）の個々の検査の手法については、「『臓器の移植に関する法律』の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成9年10月8日付け厚生省保健医療局長通知）において、「法的脳死判定マニュアル」（厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「脳死判定基準のマニュアル化に関する研究班」平成22年度報告書。以下「マニュアル」という。）に準拠して行うこととされております。

先般、「第87回脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」において、提供事例の検証過程で、コンタクトレンズを装着したまま脳死判定を行った可能性があり、一部マニュアルに準拠していなかったおそれがあることについて、指摘がありました。

マニュアルにおいては、角膜反射の観察方法は、「一側上眼瞼を挙上し、角膜を露出させる」とされており、コンタクトレンズを装着したまま脳死判定を行うことは、マニュアルに準拠していないこととなります。

コンタクトレンズ装着の有無につきましては、家族への聞き取りを徹底するとともに、装着の有無が不明の場合は専門医への確認を依頼する等により、マニュアルに準拠した適正な法的脳死判定が実施されるよう、改めて万全を期されたくよろしくお願いいたします。